

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものと考えております。

具体的には、代表取締役以下、当社の取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求することや、財務の健全性を確保するとともに、その信頼性を向上させること、また説明責任を果たすために積極的な情報開示を行うことや、実効性のある内部統制システムを構築すること、ならびに監査等委員会が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を、全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	6,732,000	33.29
株式会社インターネットイニシアティブ	1,980,000	9.79
株式会社インテック	1,980,000	9.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	707,000	3.49
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	400,200	1.97
野村信託銀行株式会社(信託口)	277,000	1.37
日本証券金融株式会社	237,200	1.17
倉重 英樹	199,600	0.98
シグマクス従業員持株会	174,000	0.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	135,300	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

3 月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
占部 利充	他の会社の出身者					○		○				
菊池 武志	他の会社の出身者								○			
黛 文彦	他の会社の出身者								○			
角南 文夫	他の会社の出身者					△		△				
畑 伸郎	他の会社の出身者		△			○		○				
大久保 丈二	公認会計士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
占部 利充			三菱商事株式会社の業務執行者であります。当社は三菱商事株式会社に継続的にビジネスコンサルティング業務を提供しており、取引額は378百万円であり、当社売上高の4.0%に相当し（2016年3月期実績）三菱商事株式会社は主要な取引先に該当します。また、三菱商事株式会社は当社株式を33.3%保有しており主要株主に該当します。	総合商社における豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を当社で活かしていただくため
菊池 武志				

			株式会社インターネットイニシアティブの業務執行者であります。当社は株式会社インターネットイニシアティブに継続的にビジネスコンサルティング業務を提供しており、取引額は81百万円であり、当社売上高の0.9%に相当し(2016年3月期実績)取引先に該当します。	通信事業における豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を当社で活かしていただくため
黛 文彦			株式会社インテックの業務執行者であります。当社は株式会社インテックよりソフトウェアの購入等を行っており、取引額は8百万円であり(2016年3月期実績)取引先に該当します。	IT事業における豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を当社で活かしていただくため
角南 文夫	○	○	三菱商事株式会社の出身者であります。同社を退職後10年以上経過しております。当社は三菱商事株式会社に継続的にビジネスコンサルティング業務を提供しており、取引額は378百万円であり、当社売上高の4.0%に相当し(2016年3月期実績)三菱商事株式会社は主要な取引先に該当します。また、三菱商事株式会社は当社株式を33.3%保有しており主要株主に該当します。	財務及び会計部門並びに会社経営における長年の経験があり、財務及び会計並びに経営に関する相当程度の知見を当社で活かしていただくため
畑 伸郎	○		三菱商事株式会社の出身者であります。同氏は2012年2月から2013年6月までの間は当社の非業務執行取締役でありました。当社は三菱商事株式会社に継続的にビジネスコンサルティング業務を提供しており、取引額は378百万円であり、当社売上高の4.0%に相当し(2016年3月期実績)三菱商事株式会社は主要な取引先に該当します。また、三菱商事株式会社は当社株式を33.3%保有しており主要株主に該当します。	財務及び会計部門並びに会社経営における長年の経験があり、財務及び会計並びに経営に関する相当程度の知見を当社で活かしていただくため
大久保 丈二	○	○	——	公認会計士の資格を有し、財務及び会計並びに会社経営に関する相当程度の知見を当社で活かしていただくため

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人への指揮命令は監査等委員のみが行うとともに、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員の意見を聴取の上決定する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、監査室が担当しており、専任者を1名配置しております。監査室は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画書に基づいて各部門に対して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった当該各事業部門に業務改善等のための指摘及びその後の改善確認を行います。

監査室は、監査等委員会、会計監査人と緊密な連携を取り、監査に必要な情報の共有を図ります。

監査等委員である取締役は、取締役の職務の執行を監査し、その結果を監査等委員会にて協議します。

その主な監査手法は会社の重要な書類の閲覧や取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、取締役からの経営方針聴取などであり、それぞれの視点から経営監視機能を十分に発揮でき、公正な監査を行う体制を整えます。

なお、監査等委員会は監査を効率的に進めるため内部監査担当者及び会計監査人から監査実施結果の報告を受ける等情報交換を密に行い、株主の負託に応え、会社の不祥事の防止と会社の健全で持続的な成長を支え、良質な企業統治体制確立の役割を担います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度として、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という）が当社株式を取得し、業績達成度等に応じて当社が各取締役（業務執行取締役に限ります。以下同様）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度を導入しております。

また、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的に、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的に、当社幹部層に対しストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員を除く。）、取締役（監査等委員）及び社外役員の区分でそれぞれ報酬総額を開示します。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等は、株主総会で定められた報酬限度額内において、各取締役の職務内容、職位及び業績、成果等を勘案して決定する方針です。また、監査等委員である取締役に対する報酬等は、株主総会で定められた報酬限度額内において、監査等委員の協議により決定する方針です。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に資料を送付し、必要に応じて事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- 1) 取締役会・役員体制
- 取締役会は月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は定款及び法令に則り、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行います。また、取締役会には監査等委員である取締役が毎回出席し、取締役の業務執行の状況監査を行います。
- 取締役（監査等委員である取締役含む。）は本書提出日現在12名であります。そのうち6名は社外取締役であります。また、取締役会における意思決定にもとづき、常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が業務を執行しております。
- 2) 監査等委員会
- 当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員である取締役は本書提出日現在3名であり、この全員は社外取締役であり、うち2名は常

勤であります。

監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催します。

監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規則に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。

また、取締役会その他の重要な会議へ出席し、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行全般に対する監視及び監査を実施します。このほか、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、年度監査計画に基づき監査を実施するとともに、必要に応じて役職員に対して報告を求め、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議し、取締役会に対する監査指摘事項の提出等を行います。

3) 経営会議

経営会議は、取締役会決議事項以外の重要な意思決定及び各部門からの報告の場として機能しており、常勤取締役のほか議長が必要と認めた従業員（サービスリーダー等）が参加しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社のコーポレート・ガバナンス体制を選択することにより、監査等委員会による取締役の業務執行の監査を行い、さらに社外取締役を選任することによって、透明性の高いガバナンス体制を構築いたしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催する予定です。
その他	当社webサイト上に招集通知を掲載する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	適宜開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コミュニケーション部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、コンプライアンスを、法令・規則の順守のみならず、社会的規範や企業倫理を守り、人として、会社として正しい行動をとっていくことを意味するものと定義し「コンプライアンス行動指針」を定め、役職員が取るべき行動基準を明確にし、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、地球環境に配慮したワークスタイルを採用しております。具体例としましては、「ペーパーレス化」を推進し業務プロセスを整備し本社オフィスで稼働するプリンターを1台とするなどの活動をしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保する体制整備の基本方針として、内部統制の基本方針を定めております。

1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議その他重要な会議の議事録、及びその他取締役の職務執行に係る文書を適切な状態で文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社は、文書管理に関する規程を制定し、主管部署を置くとともに、これらの文書又は電磁的媒体の管理・保存方法及び保存期間等について具体的に定める。

2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務に伴うリスクについては当社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で決定した毎年の事業計画に沿って各部署は当該年度の戦略及び実行予算を策定する。

4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が法令を遵守し、企業倫理に則った行動を取る企業風土の醸成を図るため、コンプライアンス組織・運営規程およびコンプライアンス行動指針を制定する。

当社は、法令遵守体制を実効性あるものとするため、取締役の中からチーフ・コンプライアンス・オフィサーを選任し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当社内におけるコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの統括の下、取締役および使用人に対し法令遵守意識を浸透させるべく、コンプライアンス組織・運営規程およびコンプライアンス行動指針の周知徹底および実施のため、研修の定期的実施等の活動を推進、管理する。

当社は、公益通報制度に関する運用規程を制定するとともに、これに基づいて、法令違反またはコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に照らして疑義がある行為・事実について、使用人等が当社に対して直接情報提供する手段として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置して、公益通報制度を整備する。

反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社・関連会社に関しては、当社子会社・関連会社ごとに当社内に管理担当部を定め、定量情報及び定性情報の把握、役職員派遣、議決権行使を通じて業務の適正を確保する。

当社は、当社子会社の取締役および使用人に対し、当社子会社の業務執行に係る重要事項に関して、報告または当社の承認を得ることを求め、また、当社子会社について、当社による内部監査を実施する。

当社は、当社子会社の事業の特性に応じて社内規程を整備し、当社が整備する公益通報制度への参加を求める。

当社は、当社子会社の業務に伴うリスクについては、当社子会社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な取締役及び使用人を配置するものとする。

7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員を除く)からの独立性及び実効性の確保に関する事項

監査等委員が指示した補助業務については、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人への指揮命令は監査等委員のみが行うとともに、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員の意見を聴取の上決定する。

8) 当社および当社子会社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

当社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査等委員の出席する当社取締役会及び経営会議その他重要な会議において、自らの担当する職務の執行の状況を報告する。

当社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款またはコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に違反する行為等、当社及び当社子会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、または子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた場合、遅滞なく当社の監査等委員に報告を行うものとし、これらの者から当該事項の発見につき報告を受けた者も同様とする。

前号により報告すべき者が、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

9) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査等委員からの請求に基づき、当社において速やかに処理する。

10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査等の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、社内関係部署・会計監査人・子会社などと意見を交換する。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員が当社及び当社子会社の事業の報告を求めた場合又は当社及び当社子会社の業務及び財務の状況を調査する場合は、これに協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとることを内部統制の基本方針として定めております。さらに反社会的勢力対応ガイドを定め、それに基づき断固した対応を行います。

V その他

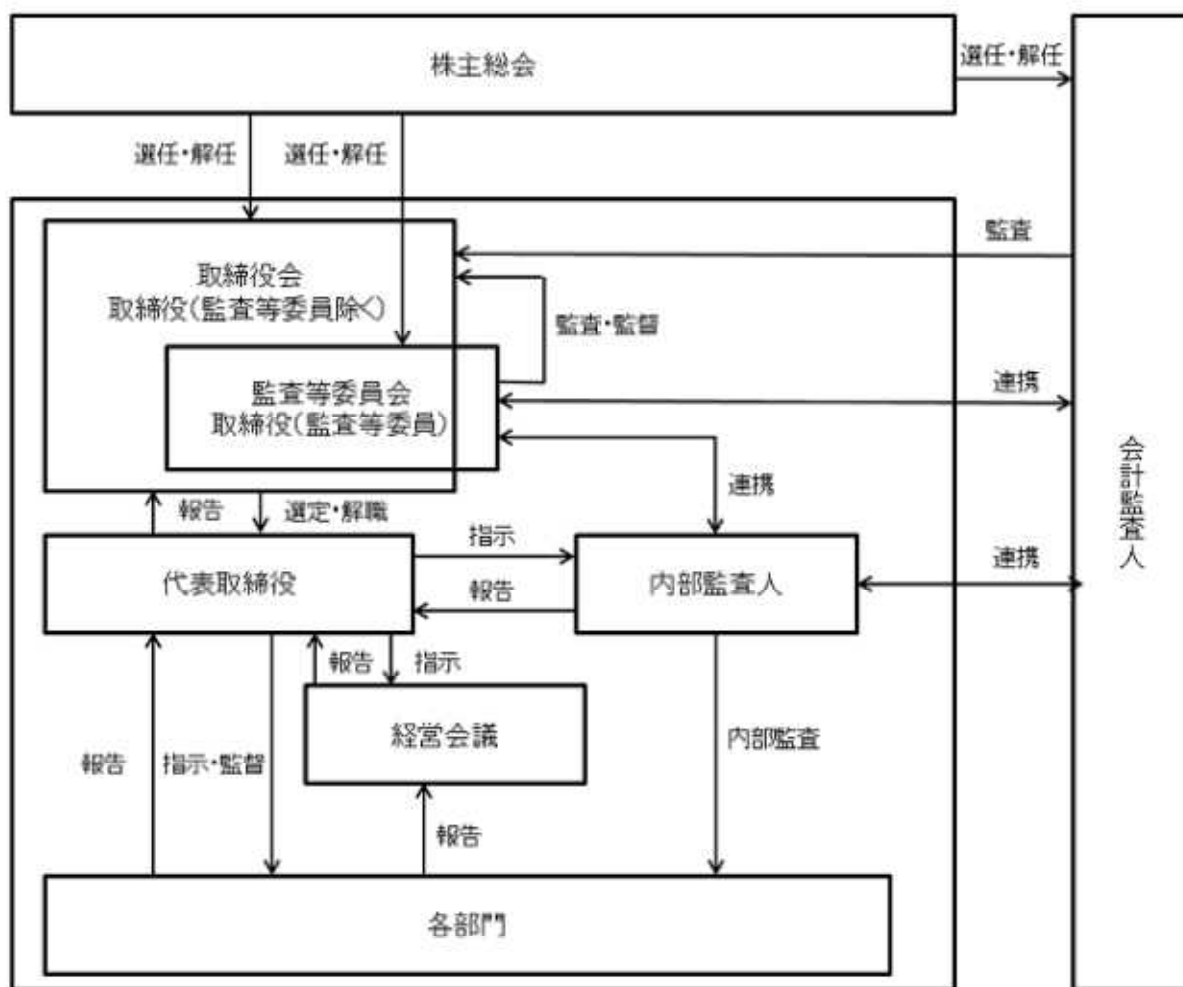
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

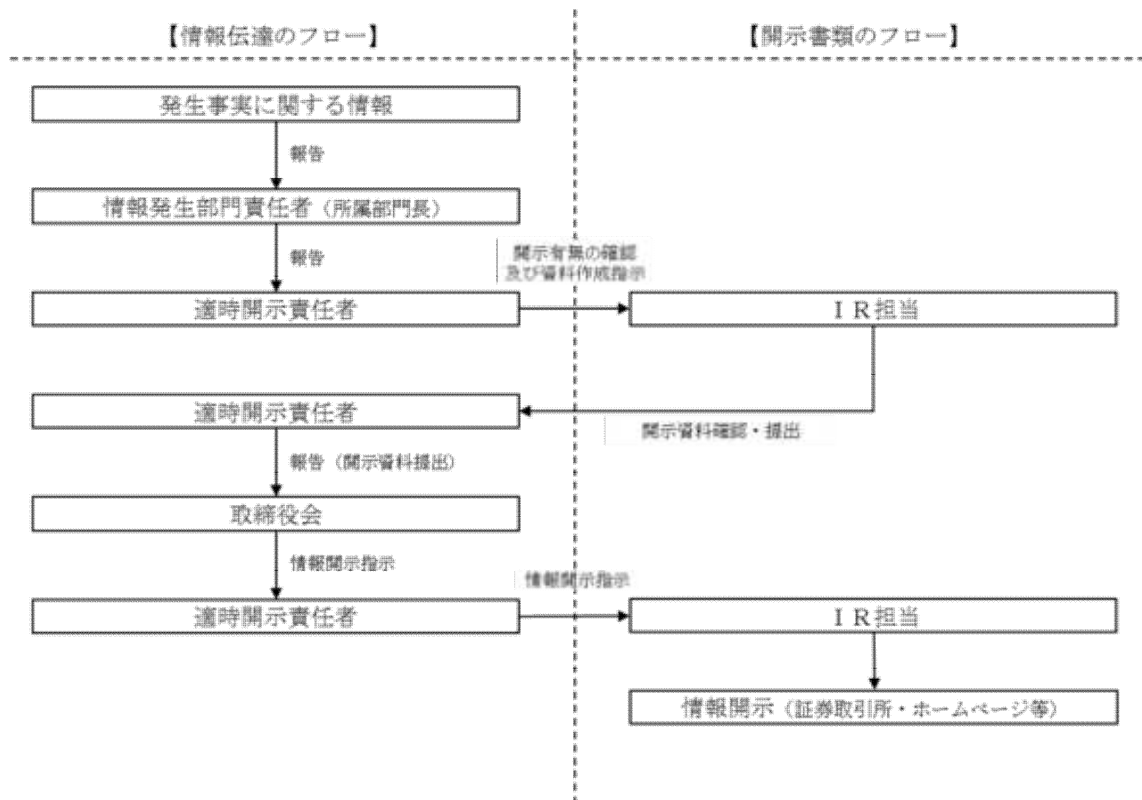
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】

(a)発生事実に関する情報



(b)決定事実・決算に関する情報

